

|                  |                  |
|------------------|------------------|
| <h1>静 岡 市 報</h1> | 号 外              |
|                  | 静岡市葵区追手町 5 番 1 号 |
|                  | 発 行 所 静岡市役所      |
|                  | 編集兼発行人 静岡市長      |
|                  | 発 行 日 毎月 1 日・随時  |

目 次

公 告

- 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第37条第 1 項の規定による第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第65条第 1 項に規定による第二種大規模小売店舗立地法特例区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

**公 告**

公 告

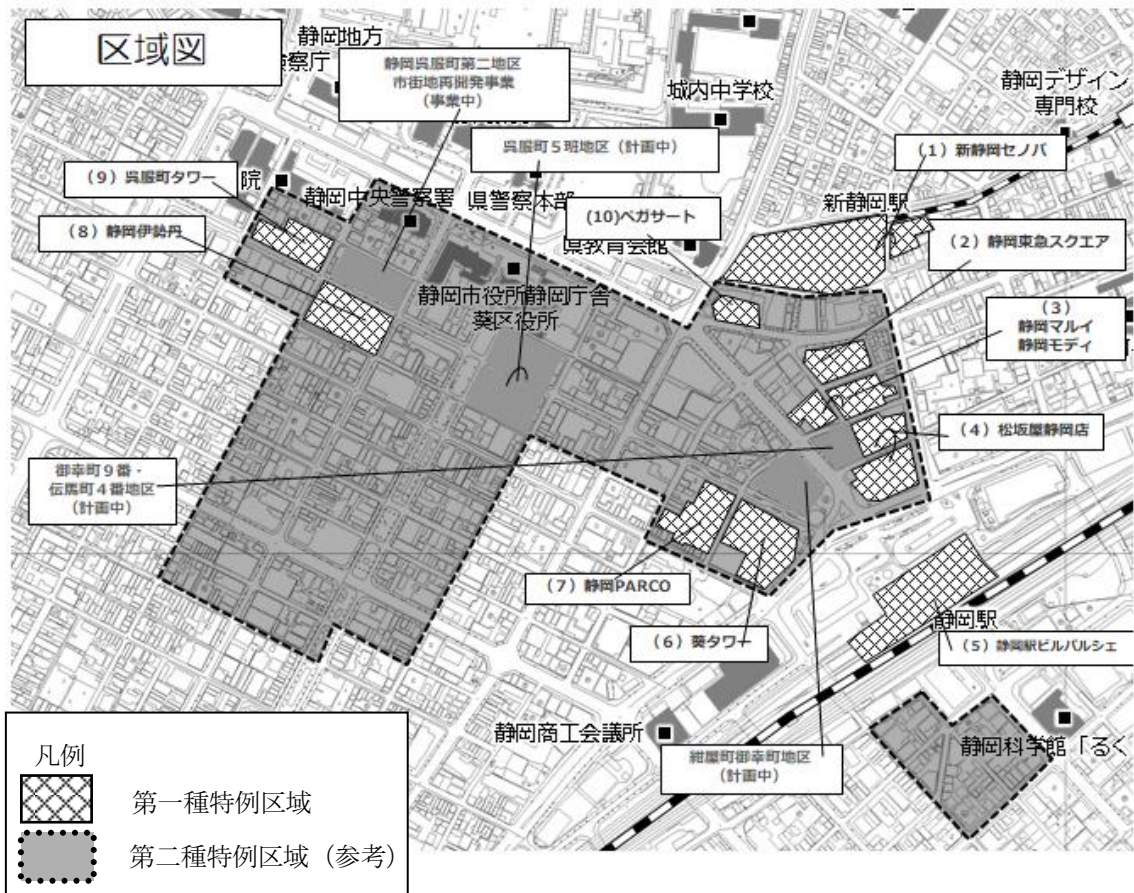
中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第37条第 1 項により、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を次のとおり定めたので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成30年 3 月28日

静岡市長 田 辺 信 宏

- 1 第一種大規模小売店舗立地法特例区域
  - 別に図示する次の区域
  - (1) 静岡市葵区鷹匠一丁目 1 番地 1、1 番地 2、1 番地 3、1 番地20、1 番地27、27番地、27番地先、100番地、101番地
  - (2) 静岡市葵区伝馬町 6 番地18、6 番地19、6 番地20
  - (3) 静岡市葵区御幸町 6 番地10、6 番地12、6 番地16、静岡市葵区伝馬町 3 番地 7、3 番地 9、5 番地 4、5 番地 5、5 番地 6、5 番地 7、5 番地 8、5 番地 9、5 番地10、5 番地 11、5 番地12、5 番地13、5 番地14
  - (4) 静岡市葵区伝馬町 4 番地 2、4 番地 3、4 番地 4、4 番地 5、4 番地 6、静岡市葵区御幸町10番地 2、10番地 3、10番地 4、10番地 5、10番地 7、10番地 8、10番地 9、10番地 10、10番地11、10番地12、10番地13、10番地14、10番地15、10番地16、10番地17、10番地 18、10番地19

- (5) 静岡市葵区黒金町45番地1、46番地1、49番地1、49番地4、50番地、50番地2
- (6) 静岡市葵区紺屋町17番地1
- (7) 静岡市葵区紺屋町6番地1、6番地2、6番地3、6番地5、6番地7、6番地12、6番地14、6番地15、6番地16
- (8) 静岡市葵区呉服町一丁目7番地1、7番地3、7番地6、7番地7、7番地8、7番地9、7番地10、7番地11、7番地12、静岡市葵区七間町2番地1
- (9) 静岡市葵区呉服町一丁目1番地5、1番地6、1番地20
- (10) 静岡市葵区御幸町3番地21、静岡市葵区伝馬町1番地23



## 公 告

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第65条第1項の規定により、第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めたので、同条第4項の規定において準用する同法第37条第2項の規定により公告する。

平成30年 3 月28日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 1 第二種大規模小売店舗立地法特例区域

別に図示する次の区域（ただし、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を指定する箇所を除く）

- (1) 市道御幸町鷹匠町2号線中心線、都市計画道路中央幹線（国道1号線）中心線、市道両替町通線中心線、市道昭和町鷹匠町一丁目線中心線、市道本通一丁目紺屋町線中心線、市道追手町常磐町三丁目線中心線、市道本通四丁目常磐町二丁目1号線中心線、都市計画道路青葉通線中心線、市道本通四丁目常磐町二丁目2号線中心線、市道追手町駒形通一丁目線中心線、市道本通一丁目紺屋町線中心線、市道追手町新通り弥勒町線中心線、市道日赤病院裏線中心線、市道追手町駒形通一丁目線中心線、都市計画道路静岡駅賤機線（主要地方道井川湖御幸線）中心線、都市計画道路北街道線（主要地方道静岡清水線）中心線、市道追手町音羽町線中心線により囲まれた区域

